

令和3年度答申第80号
令和4年3月31日

諮問番号 令和3年度諮問第86号（令和4年3月3日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 河川法67条に基づく原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、国土交通省A地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、B地地先の河川区域内の土地（以下「本件土地」という。）上の物件（以下「本件物件」という。）の撤去及び処分に要した費用について、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、河川法（昭和39年法律第167号）67条の規定に基づき、原因者負担金として負担するよう命じた（以下「本件負担命令」という。）ところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）河川法67条は、河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部

又は一部を負担させるものとする旨規定する。

- (2) 河川法24条は、河川区域内の土地(略)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない旨規定する。

河川法26条1項前段は、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない旨規定する。

河川法施行令(昭和40年政令第14号)16条の4第1項柱書は、何人も、みだりに同項各号に掲げる行為をしてはならない旨規定し、同項2号本文は、河川区域内の土地(略)に次に掲げるものを捨て、又は放置することと規定し、同号イは、船舶その他の河川管理者が指定したもの、同号ハは、同号イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物と規定している。

河川法75条1項は、河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令等に違反した者等(同項1号)に該当する者に対して、工作物の改築若しくは除却(同法24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)又は河川を原状に回復すること等を命ずることができる旨規定する。

- (3) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)2条は、法律(法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為(他人が代ってなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨規定する。

行政代執行法3条1項は、同法2条の規定による処分(代執行)をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない旨規定し、同法3条2項は、義務者が、同条1項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、令和2年8月25日付けで、審査請求人に対し、河川法75条1項の規定に基づき、審査請求人が本件土地上に船舶及びコンテナ並びにその他工作物を放置している行為は、河川法24条、同法26条1項及び河川法施行令16条の4第1項の規定に違反していることを理由に、同年9月27日を期限として、船舶及びコンテナ並びにその他工作物を除却し、河川を原状に回復することを命じた（以下「本件除却命令等」という。）。

(命令書)

- (2) 審査請求人は、上記(1)の期限までに、本件除却命令等により命じられた義務を履行しなかったことから、処分庁は、令和2年11月11日付けで、審査請求人に対し、行政代執行法3条1項の規定に基づき、同年12月11日を期限とし、同期限までに上記義務の履行がなされないときは、同法2条の規定に基づき代執行をなすべき旨を文書で戒告した。

(戒告書)

- (3) 審査請求人は、上記(2)の期限までに、本件除却命令等により命じられた義務を履行しなかったことから、処分庁は、令和3年2月3日付けで、審査請求人に対し、行政代執行法3条2項の規定に基づき、代執行をなすべき時期が同月24日から同月26日であること等を、代執行令書をもって通知した。

(代執行令書)

- (4) 上記(3)の通知後、処分庁は、審査請求人が船舶及びコンテナ並びにその他工作物の除却に着手し、その大部分を移動したとして、代執行を実施しないこととしたが、本件土地上には、未だ本件物件が残されていたことから、令和3年2月24日、本件物件を撤去した。

(3週間工程表(令和3年2月24日付け)、撤去箇所の写真(令和3年2月24日撮影))

- (5) 国土交通省A地方整備局C河川事務所長は、令和3年3月12日付けで、審査請求人に対し、本件物件の撤去及び処分をしたこと、その撤去等に要した費用を審査請求人が負担をされたい旨を通知した（以下「本件物件撤去等実施通知」という。）。

(廃棄物撤去等実施通知書)

(6) 処分庁は、令和3年3月23日付けで、審査請求人に対し、河川法67条の規定に基づき、本件物件の撤去及び処分に要した費用として52万1300円を負担することを命じた（本件負担命令）。

(原因者負担金負担命令書、明細書)

(7) 審査請求人は、令和3年4月19日、審査庁に対し、本件負担命令を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書、再補正書)

(8) 審査庁は、令和4年3月3日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件土地上にあった船舶及びコンテナ並びにその他工作物を移動するのに、本件土地に土曜日、日曜日及び祭日は管理上車両が入ることを禁止されたことから、全てを人力にて行った。そのため、片付けが間に合わず本件物件が生じたことから、本件物件はゴミとして扱っていいと処分庁に答えたところ、後日、電話にて、本件物件を片付けるのに要した費用を伝えられたものである。審査請求人に伝えられた片付けの費用は考えられない金額であるから、本件負担命令に応じることはできない。

(審査請求書、補正書、再補正書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、審査庁が提出した「令和4年3月14日付け主張書面等の提出の求めに対する回答について」を合わせると、おおむね以下のとおりである。

1 本件負担命令は、河川法67条の規定に基づき、審査請求人が本件土地上に放置した本件物件の撤去及び処分に要した費用の負担を、処分庁が審査請求人に命じたものである。

河川区域内において不法に廃棄物等が放置されることは、治水上又は利水上支障を生ぜしめ、他の工作物に悪影響を与え、河川における一般の自由使用を妨げ、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なう等のおそれがあり、これに加えて本件土地は、高潮堤防及び防災坂路工事の実施箇所であり、廃棄物の放置は当該工事の支障となることから、廃棄物の撤去は「河川の維持に要する」ものである。

2 審査請求人は、本件負担命令により命じられた費用の金額について、考えら

れない金額であった旨主張するが、その主張の根拠や証拠等は示されていない。原因者負担金は、その必要を生じた限度において費用の全部又は一部を負担させるものであり、処分庁からは金額の明細が示され、その明細には本件物件の処分に要する範囲の費用が計上されているものと認められることから、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 したがって、本件負担命令に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

河川法67条は、他の行為により必要を生じた河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、他の行為につき費用を負担する者に負担させること等を規定している。

本件物件は、審査請求人が本件土地の船舶及びコンテナ並びにその他工作物の大部分を除却した後、残存していた物件であるが、審査請求人の反論書等によれば、審査請求人は本件物件について所有権放棄をしていたものと認められ、処分庁は本件物件を廃棄物として撤去及び処分したものである。

河川区域内の土地に廃棄物を放置することは、この状態で洪水等が発生すれば、これが流されて河川管理施設及びその他の工作物を損傷させる危険もあり、河川の維持上支障があるといえることができる。また、本件においては、高潮堤防整備工事の実施箇所に本件物件が放置され、同工事の支障となることが明らかであったから、速やかに廃棄物である本件物件を撤去する必要があったといえることができる。

したがって、本件物件の撤去及び処分に要した費用については、河川の維持に要する費用として、河川法67条により、本件物件を本件土地に放置した審査請求人に負担させることができるというべきである。

ただし、負担させる金額については、河川法67条が規定する「必要を生じた限度において」といえるのかについて検討する必要がある。

本件負担命令の負担命令書に添付された明細書には、労務費、機械費及び処分費の数量及び単価が記載され、合計金額が52万1300円とされている。

この金額については、審査庁が提出した見積書等の資料によれば、複数の業

者に見積もりをさせ、最も安価な単価を提示した業者に作業を依頼し、その単価で実施した結果、上記金額が算出されたということができ、特段不当な金額とはいえない。

3 付言

本件について、審査請求人に負担させる金額が「必要を生じた限度」でなければならぬのは河川法67条が要求するところであり、審査請求人はこの点についても「考えられない金額」と主張しているのであるから、審理手続において、金額の算定根拠について調査検討をするのは当然である。しかるに、本件諮問に当たり、審査庁が金額の算定根拠を検討した形跡はなく、当審査会からの求めによってようやく資料を提出するに至ったものである。

処分の要件が備わっているかどうかについては、審理手続においては、審理員及び審査庁において検討すべきものであり、この点十分認識をすることが求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件負担命令が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史